## 【発注者種別の説明】

・これまでの「第3セクター」は「地方出資機関」に含める。

| 発注者種別    | 定義                | 具体例                       |
|----------|-------------------|---------------------------|
| 国        | 国の省庁、機関           | 国会、裁判所、国土交通省など            |
| 都道府県     | 47 都道府県           | 東京都、北海道、京都府、大阪府、各県        |
| 政令指定都市   | 政令で指定する人口 50 万人以  | 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川   |
|          | 上の市 (計 20 市)      | 崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋   |
|          |                   | 市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島   |
|          |                   | 市、北九州市、福岡市、熊本市            |
| 市区町村     | 東京都特別区(計 23 区)およ  | 東京都千代田区、奈良県奈良市、山口県田布施町、   |
|          | び全国の市町村(政令指定都     | 沖縄県宜野座村など                 |
|          | 市を除く)             | (所在の都道府県名を明記)             |
| 政府出資機関   | 国が設置し、予算や資本金を     | 独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、   |
|          | 拠出している機関。         | 大学共同利用機関法人、特殊法人※(民営化した高   |
|          | 国が株主となっている機関。     | 速道路株式会社、成田国際空港㈱などの空港株式会   |
|          |                   | 社、JR 各グループ会社、東京メトロなどの民営化し |
|          |                   | た公団・事業団など)、国家公務員共済組合。     |
| 地方出資機関   | 都道府県、政令指定都市、市     | 都道府県、政令指定都市、市区町村の「公団、公    |
|          | 区町村が設置し、予算や資本     | 社、財団」、公立学校法人、各共済組合など。     |
|          | 金を拠出している機関。同      | 地方住宅供給公社、地方独立行政法人。港湾管理会   |
|          | 株主となっている機関。       | 社、地方空港会社、㈱ゆりかもめなどの第3セクタ   |
|          |                   | 一。都市整備公社、都市建設公社、農林水産公社、   |
|          |                   | 農業開発公社、一部事務組合※(消防組合、清掃組   |
|          |                   | 合、港湾管理組合、教育・学校組合、福祉施設組    |
|          |                   | 合、広域医療組合、病院組合、病院企業団、公営競   |
|          |                   | 技組合(競輪、競馬、競艇))。           |
| 民間       | 営利法人、民間会社、個人      | 銀行、一般事業会社、個人など。           |
| その他      | 上記以外の非営利法人、認可     | 商工会議所、一般学校法人、社会福祉法人、土地改   |
|          | 法人。または判断がつきづら     | 良区、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法    |
|          | いもの(登録時に PUBDIS セ | 人、一般社団法人、再開発組合、農業協同組合、漁   |
|          | ンターで分類する)。        | 業協同組合、生活協同組合、宗教法人など。      |
| PFI 事業者  | PFI 事業の事業者        | 顧客は、国、都道府県、政令指定都市、市区町村    |
| ESCO 事業者 | ESCO 事業の事業者       | 顧客は、国、都道府県、政令指定都市、市区町村    |

- ※特殊法人:法人を設立する旨の具体的な法令の規定に基づいて設立され、独立行政法人等に該当 しないもの。
- ※一部事務組合:複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法284条2項により設けられる。長は管理者(企業団の場合は企業長)または理事会。